６．検討スケジュール（予定）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

７月６日　第１回（本日）
　　○検討会の運営について
　　○検討課題等について

夏以降　複数回開催
　　○事業者等からのヒアリング
　　－平時の研修、健康管理等の在り方について
　　－緊急時の防護措置、線量管理等の在り方について
　　○東京電力福島第一原発事故における対応　　等

秋頃目途
　　○報告書（案）について議論

概ね年内目途
　　○報告書取りまとめ

9

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

参 考 資 料

原子力災害対策重点区域

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

○PAZ：Precautionary Action Zone
原子力施設から概ね半径5km圏内。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone
PAZの外側の概ね半径30km圏内。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に屋内退避を行う。
（段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を継続）

※PAZ、UPZの具体的な区域は、地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して地域防災計画の中で設定する。

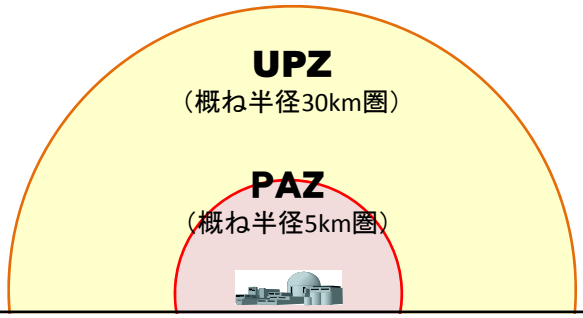

1

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置（緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ：EAL（※1））

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

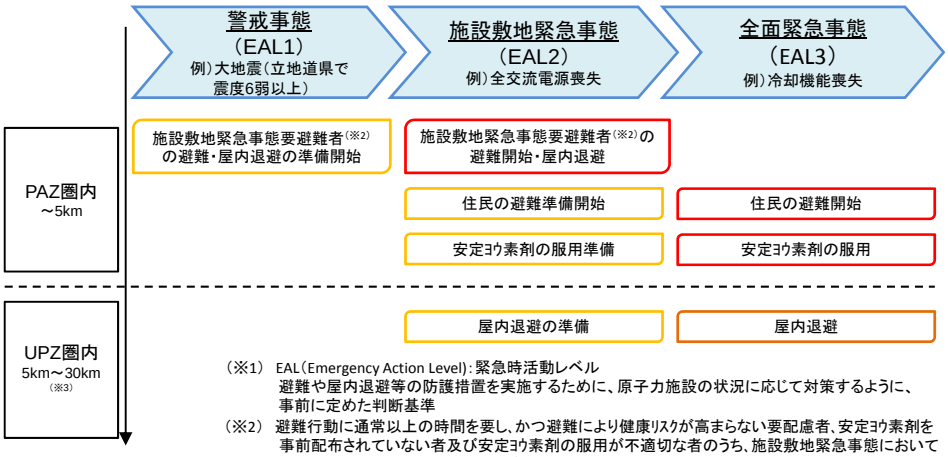

（※1） EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

（※2） 避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難により健康ﾘｽｸが高まらない要配慮者、安定ﾖｳ素剤を事前配布されていない者及び安定ﾖｳ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

（※3） 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

2

緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

緊急事態区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
基本的考え方	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階。	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。
防護措置の概要	□ 原子力事業者からの通報 □ 事態発生の情報提供 □ PAZ内防護措置準備着手 □ 施設敷地緊急事態要避難者（以下「要避難者」）の避難等準備開始 □ 緊急時モニタリング準備	□ 原子力事業者からの通報 □ 事態発生の情報提供 □ PAZ内の全住民の避難等予防的防護措置の準備 □ 要避難者の避難の実施 □ 緊急時モニタリングの実施と情報収集体制の強化	□ 原子力事業者からの通報 □ 事態発生の情報提供 □ PAZ内の全住民の避難、安定ヨウ素剤服用等、予防的防護措置の実施 □ 事態の規模、時間的推移に応じたUPZ内の全住民の予防的防護措置実施
EALの枠組みの例（判断基準）	・震度6弱以上の地震等の自然災害	・全交流電源喪失	・冷却機能喪失

＊避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害時要援護者等（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

3

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置（運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ：OIL（※））

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

	飲食物摂取制限 0.5μSv/h以上	早期防護措置 20μSv/h以上	緊急防護措置 500μSv/h以上
UPZ圏内 5km～30km	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施 基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施【OIL6】	1日以内を目途に区域を特定 対象地域の生産物の摂取を制限【OIL6】 対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転【OIL2】 避難基準に基づいて避難した避難者等をｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞして、基準を超える際は迅速に簡易除染【OIL4】	数時間内を目途に区域を特定 避難（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）の実施【OIL1】
UPZ圏外 30km～	UPZ圏内と同じ		

（※）OIL(Operational Intervention Level)：運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

4

緊急事態対応における防護措置の判断基準（OIL）

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

	基準の種類	防護措置の概要	基準の目的	初期設定値
緊急防護措置	OIL1	数時間内に区域を特定し、1日以内に避難等を実施	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止	500μSv/h 地上1mでの線量率
緊急防護措置	OIL4	避難者等のスクリーニングを実施し除染をする	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止	β線：40,000cpm 皮膚表面より数cm β線：13,000cpm【1ヶ月後】
早期防護措置	OIL2	1日以内に区域を特定し1週間程度内に一時移転、生産物の摂取制限	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止	20μSv/h 地上1mでの線量率
飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	数日内に飲食物中の放射性核種濃度測定を実施	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h 地上1mでの線量率
飲食物摂取制限	OIL6	基準を超えるものは摂取制限	経口摂取による被ばく影響を防止する	

核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、他
ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム、超U元素α核種	1Bq/kg	10Bq/kg
U	20Bq/kg	100Bq/kg

5

EAL・OILに基づく防護措置の対応イメージ

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

1. EALの設定（オンサイトのプラント状態等に基づく緊急事態判断基準）

・ 緊急事態の初期対応段階を3つに区分。緊急事態の区分を判断する基準となる施設の状況をEAL（緊急時活動レベル）として設定。

2. OILの設定（オフサイトの放射線量率等に基づく防護措置実施基準）

・ 放射性物質が放出された場合の住民防護措置の実施を判断する基準となる施設外の状況をOIL（運用上の介入レベル）として設定。

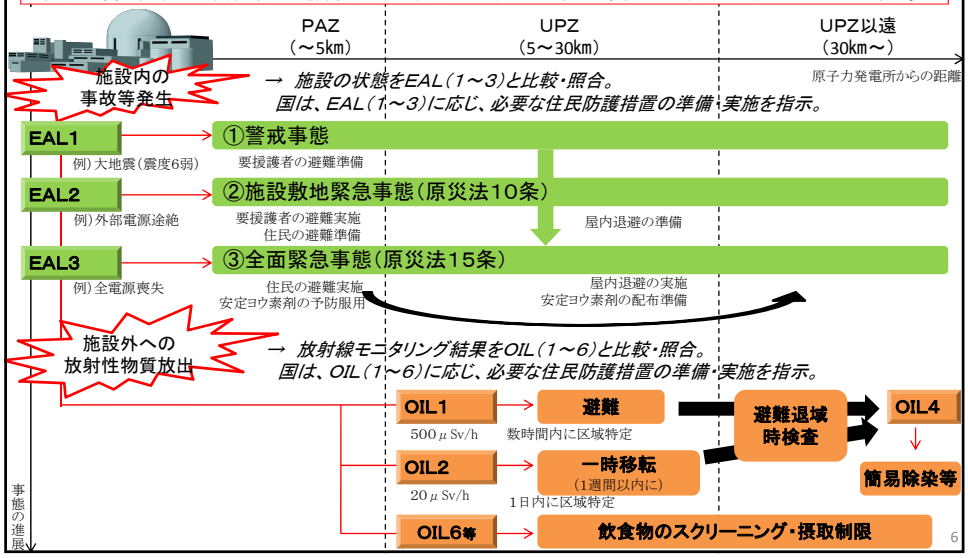

6

共通課題についての対応方針（原防会議連絡会議コアメンバー会議）
（平成25年10月9日）

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

3．避難のための搬送等への支援

（2）民間企業の運転手等の被ばく線量の目安

民間企業等から車両等と共にその運転手等を提供してもらう際、運転手等の被ばくの線量の目安と、被ばくした場合の責任を明確化してほしいという要望があることから、これを整理すると次のとおり。

民間企業の運転手等は、放射線業務従事者や防災業務関係者とは異なり一般公衆の被ばく線量管理の考え方の適用が適当であることから、道府県及び市町村が民間企業との協力協定を締結する際に前提とする運転手等の被ばく線量の管理の目安は、ICRP勧告における平時（計画被ばく状況）の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを基本とする。

管理の目安を超えて被ばくすることがないよう、運転手等には、防護服や個人線量計等の装備を自治体から提供し、運転手等の雇用者は、個人線量計による被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないよう管理する。

また、放射線及び放射線防護についての知識の取得が重要であることから、原子力規制庁や道府県及び市町村は、研修等の機会を提供する。

7

電離放射線障害防止規則の概要

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

1　法的位置付け

●労働安全衛生法に基づく委任省令

2　規制の対象

● 電離則でいう「放射線業務」
（安衛令別表第２）
一～三　略
四　厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱の業務
五　前号の放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いの業務
六～七　略

● 厚生労働省令で定める「放射性物質」
（電離則別表第１）
以下に掲げる数量及び濃度を超える場合に、電離則上の放射性物質となる。

＜例：セシウムの場合、1万Bq/kg＞

放射性同位元素の種類	数量（Bq）	濃度(Bq/kg)
134-Cs	10,000	10,000
137-Cs	10,000	10,000

3　規制内容

●電離放射線障害防止規則で定める規制
＝「放射線業務」を行う事業者に対する規制

（1）管理区域、線量測定、線量限度
① 実効線量が1.3mSv/３月を超える区域等を、管理区域に設定
② 管理区域内に立ち入る労働者の外部線量と内部線量を測定
③ 管理区域内の放射線業務の線量限度：50mSv/年かつ１00mSv/５年。女性については５mSv/３月
（注）緊急作業においては、緊急作業期間中に100mSv（東電福島第一原発事故時は一時的に250mSv）
（２）放射性物質の取扱い
防じんマスク、保護衣類等の使用、作業室内での喫煙・飲食の禁止など
（３）健康管理等
特殊健康診断の実施（常時放射線業務に従事する放射線業務従事者について6月に１回）など

8

バス事業者等に対する研修事業（内閣府）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

１．内閣府実施の研修事業の概要

- 自治体実施の研修に対し、内閣府で費用を補助。
- 第１回の研修については、7/1に滋賀県でバス等運転業務者を対象に実施。
- 今後の実施については、実施を希望する自治体と調整中。

２．研修の具体的内容

（１）目　的
　バス等運転業務者が原子力災害時に住民防護活動を行うために必要な知識を習得する。
（２）対象者
　原子力災害時に住民防護活動を行う輸送交通事業者等の職員
（３）各回の定員
　３０名
（４）カリキュラム
　標準的なカリキュラムは右記のとおり。

※「バス等運転業務者研修の実施にあたっての基本的な考え方」

　当該研修は、避難計画等の策定にあたり、バス会社等と自治体間で協定が必要となった場合、支援の一環として実施する。よって、原則、バス会社等と自治体との協定の締結後、研修を実施する。ただし、協定の締結を実施する上で、研修の実施が必要な場合も実施する。

平成２７年度バス等運転業務者に係る研修
標準カリキュラム

時間 時刻	時間 分	区分	テーマ	内容
13:30～13:35	5	合同	開講挨拶	開講挨拶、研修のねらい説明
13:35～14:55	80	合同講義	放射線防護のために必要な基礎知識	放射線防護のために必要な基礎知識。 ・放射線と放射能 ・被ばく形態 ・身の回りの放射線 ・放射能と放射線の単位 ・放射線の人体への影響 ・放射性物質、放射線の放出形態及び被ばくの経路 ・被ばくの防護 ・被ばく線量の測定 ・放射線被ばく限度
		合同講義	原子力災害対策指針の概要及び住民防護活動の流れと防護処置	原子力災害対策指針の基礎及び住民防護活動の流れを理解する。 ・新しい防護対策の考え方 ・住民防護活動の流れと防護処置
14:55～15:05	10		休憩	
15:05～15:50	45	実習及び演習	放射線等測定器の取扱、保護具の着脱等	・個人測定器の取り扱い実習、防保護具の装着及び脱衣実演 ・身の回りの放射性物質の確認実習 ・距離による減衰、遮へい効果の確認実習及び実演
15:50～16:00	10	合同	閉講挨拶等	質疑応答、閉講挨拶及びアンケート回収

9

参考資料

関係法令・計画等（抜粋）

○原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条　原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一　第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二　前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

２　内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一　緊急事態応急対策を実施すべき区域

二　原子力緊急事態の概要

三　前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

３　内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

４　内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

一　原子力災害事後対策を実施すべき区域

二　前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

（原子力災害対策本部の設置）

第十六条　内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）を推進するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわ

らず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。
2　内閣総理大臣は、原子力災害対策本部を置いたときは当該原子力災害対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該原子力災害対策本部が廃止されたときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

（原子力災害対策本部の組織）
第十七条　原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣）をもって充てる。
2　原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
3　原子力災害対策本部に、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員を置く。
4　原子力災害対策副本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長及び国土交通大臣）をもって充てる。
5　原子力災害対策本部長は、前項に掲げる者のほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、原子力災害対策本部員のうち、内閣官房長官及び環境大臣（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣官房長官、環境大臣及び国土交通大臣）以外の国務大臣又は環境副大臣若しくは関係府省の副大臣の中から、内閣総理大臣が指名する者を原子力災害対策副本部長に充てることができる。
6　原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
7　原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の全ての国務大臣
二　内閣危機管理監
三　原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
8　原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策本部員以外の原子力災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
9　原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあっては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において、原子力緊急事態解除宣言があった時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第七項の規定により当該区域が変更された場合にあっては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務

の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

１０　前条第二項の規定は、原子力災害現地対策本部について準用する。

１１　前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対策本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第十二条第一項の規定により指定された緊急事態応急対策等拠点施設（事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあっては、当該原子力緊急事態が発生した場所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三条第五項において同じ。）とする。

１２　原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を置く。

１３　原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。

１４　原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員は、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（原子力災害対策本部の所掌事務）

第十八条　原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二　緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。

三　原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の総合調整に関すること。

四　この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務

五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（原子力災害対策本部長の権限）

第二十条　原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

２　原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の

職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

３　前項に規定する原子力災害対策本部長の指示は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。

４　原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

５　原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

６　原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

７　原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

８　原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長に委任することができる。

９　原子力災害対策本部長は、第一項、第二項及び第五項の規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。

１０　原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第二十六条　緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

一　原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

二　放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四　施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

五　犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項